

鯖江市行財政構造改革 アクションプログラム

(平成25年度～平成28年度)

平成26年2月

鯖江市

鯖江市行財政構造改革アクションプログラムの策定にあたって

我が国の社会経済は、長引く景気の低迷、急速な円高の進行や東日本大震災の影響などにより、厳しい状況が続いていましたが、アベノミクスによる経済効果により、デフレ脱却、景気回復に向けて着実に進んでおります。

しかし、本市の財政状況に目を向けると、今後も、小中学校をはじめとする公共施設の耐震化や社会保障費の増加および下水道などの特別会計への繰出金等の増加が見込まれる一方で、税金や普通交付税の増加も期待できないことから本市の財政運営は引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。

私は、平成16年の市長就任以来、「行財政改革」を政策の柱と位置付け、平成17年7月に「鯖江市行財政構造改革プログラム」、平成22年4月に「第2次鯖江市行財政構造改革プログラム」を策定し、それを着実に実行することにより、「持続可能な財政基盤の確立」に向けた取り組みを推進してまいりました。

その結果、市債の残高は大きく減少するとともに、財政調整基金の残高も増加しました。更に、各種財政指標も好転し、着実に財政健全化に向けた取り組みは実を結んでいると考えております。

しかしながら、人口減少と少子・超高齢化、グローバル化の進行等、時代の変化はこのような改革の努力を飲み込んでしまうほど急激であります。

このような状況の中、「選択と集中」による財源の効果的な配分を行い、これまで以上に柔軟で機動的な行財政運営を行うことで、真に必要なサービスを将来にわたり確実かつ安定的に提供していくために「鯖江市行財政構造改革アクションプログラム」を策定いたしました。

事業の実施にあたっては、事業の目的を明確にし、前例踏襲によるマンネリ化からの脱却や職員の創意・工夫により、進化・発展した事業の遂行を目指します。

また、本市の魅力・固有の財産を最大限に活用し、限られた経営資源で最大の事業効果を上げるように努めるとともに、時代や市民のニーズに対応した施策を意欲、スピード、思いやりをもって、実施してまいります。

「幸福度の高い交流都市鯖江」の実現に向けて、市民と行政がともに汗を流しながら、改革・改善に挑戦することにより、鯖江の未来を切り拓いていきましょう。

平成26年2月

鯖江市長 **牧野白男**

<目 次>

1	アクションプログラムの目的と位置づけ	1
2	これまでの改革における効果と検証	2
3	地方税制改正等による市税の行方	6
4	改革の必要性と今後の具体的な取り組み	8
5	財政フレーム（新たな財政構造改革）	13
6	目標指標	15
	(参考) 財常用語解説	16

1 アクションプログラムの目的と位置づけ

本市は、行財政改革を市政運営の最重要課題と位置づけ、平成17年から2度にわたり行財政構造改革プログラムを策定し、第2次行財政構造改革プログラムにおいては、「時代に適応する公共サービスへの転換」「市役所の組織体の力を最大化する行財政運営システムの構築」「持続可能な財政基盤の確立」を行財政改革の3つの柱として、その取り組みを着実に推進してきたところです。しかしながら、我が国の社会経済状況はアベノミクスによる経済効果により、デフレ脱却や景気回復に向けて着実に進んではいるものの、その効果が市民生活全体に行き渡るにはまだ数年の時間を要するものと思われま

す。また、本市の人口は県内で唯一緩やかな増加が続いているものの、将来は少子高齢化社会が進展することが予想されることから、市税収入の増加を見込むことが困難な状況にあります。このような状況の中で、時代の変化に迅速に対応した行財政運営を将来にわたり行っていくためには、従来から取り組んできた改革への取り組みをより一層強化することはもちろんのこと、基礎的自治体のあり方を見直し、質的な変革を進める必要があります。

市民に最も近い存在である行政としては、今後どのような状況の変化があっても、財政の健全化を図りつつ行政サービスの質を確保できるよう、施策の「重点化」と「スリム化」を徹底し、税収等の増減に左右されない「低成長時代」における緊縮財政を想定した行財政改革を進めることとします。

平成28年度までの鯖江市の行財政改革は、この「鯖江市行財政構造改革アクションプログラム」に記載した内容を実行していくことにより推進します。

各プログラムの実施状況を検証することにより進行管理を行うとともに、国の制度改正や決算の状況等を毎年反映することで、改革をより実効性のあるものとしていきます。

2 これまでの改革における効果と検証

第2次鯖江市行財政構造改革プログラムにおいて、財政健全化に向け目標指標をたて、達成に向けた改革を推進してきました。その結果、計画期間中にはありますが、市債残高および市税収納率を除く項目では、すでに目標数値を達成しており、未達成項目においても計画年度までには達成可能な状況であり、確実に成果を挙げています。

■行財政構造改革プログラムの進捗状況（平成24年度末）

項目	第2次鯖江市行財政構造プログラムの目標指標	平成24年度末の実績
財政調整基金の年度末残高	標準財政規模の5%（7億円）以上の確保	22億1,120万円 （対標準財政規模の15.6%）
経常的な支出の一層の合理化	経常収支比率 95%以下	経常収支比率 89.4%
財政健全化判断比率の適正化	実質公債費比率 18%以下 実質赤字比率 黒字 連結実質赤字比率 黒字 将来負担比率 200%以下	実質公債費比率 11.2% 実質赤字比率 黒字の 2.98% 連結実質赤字比率 黒字の 14.47% 将来負担比率 31.6%
市債残高（臨時財政対策債を除く）	5年間（21年度末から26年度末）で60億円の削減	21年度末から24年度末で45.1億円を削減
市税収納率（現年課税分）	98.0%以上	97.9%
職員数（全会計総計）	403人（平成27年4月1日）	400人（平成25年4月1日）

○普通会計決算の推移

（単位：百万円・%）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入総額	24,006	25,028	25,576	25,127
歳出総額	23,447	24,294	25,138	24,567
歳入歳出差引額	559	734	438	560
実質収支	515	694	380	423
経常収支比率	91.9	89.4	89.2	89.4

○歳入の推移

(単位：百万円)

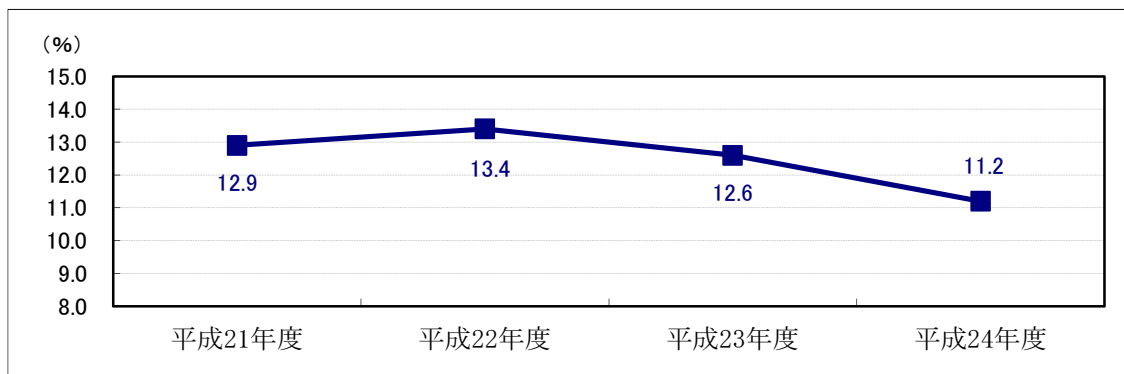
区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
歳 入	市税	9,079	8,817	8,884	8,731
	地方交付税	3,916	4,336	4,501	4,632
	地方譲与税	292	283	275	257
	交付金	931	907	870	831
	国・県支出金	4,273	5,266	5,138	4,636
	市債	1,996	2,566	2,692	2,721
	うち臨時財政対策債	818	1,323	1,240	1,300
	うち退職手当債	270	41	140	—
	その他	908	1,202	1,312	1,421
	繰入金	320	47	182	804
	その他	3,199	2,806	3,034	2,515
	合計	24,006	25,028	25,576	25,127

○歳出の推移

(単位：百万円)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
歳 出	義務的経費	10,428	10,893	11,882	12,270
	うち人件費	3,287	3,029	3,156	3,034
	(特別職給与)	27	27	27	27
	(職員給与費)	2,592	2,464	2,418	2,367
	(退職手当費)	476	343	460	413
	(議員報酬等その他)	192	195	251	227
	うち扶助費	3,775	4,779	5,025	5,101
	うち公債費	3,366	3,085	3,701	4,135
	(元金)	2,856	2,616	3,256	3,741
	(利子)	510	469	445	394
	物件費	3,300	3,587	5,024	3,167
	維持補修費	149	326	264	245
	普通建設事業費	2,543	2,796	2,564	2,865
	補助費等	3,424	3,031	3,111	3,268
	うち一部事務組合負担金	2,184	2,175	2,243	2,323
	その他	1,240	856	868	945
	繰出金	2,082	1,862	1,784	1,906
	その他	1,521	1,799	509	846
	合計	23,447	24,294	25,138	24,567

○実質公債比率の推移

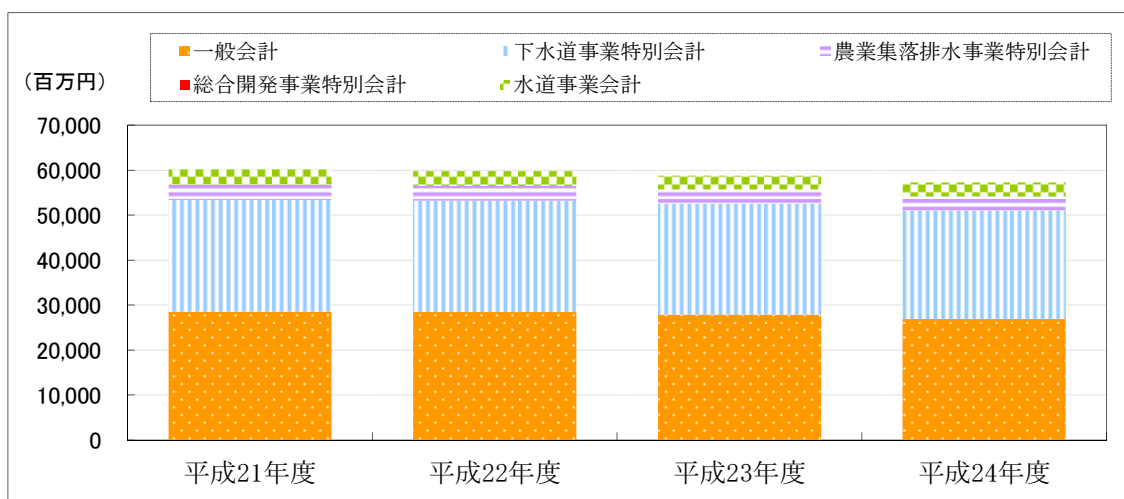


○地方債残高の推移

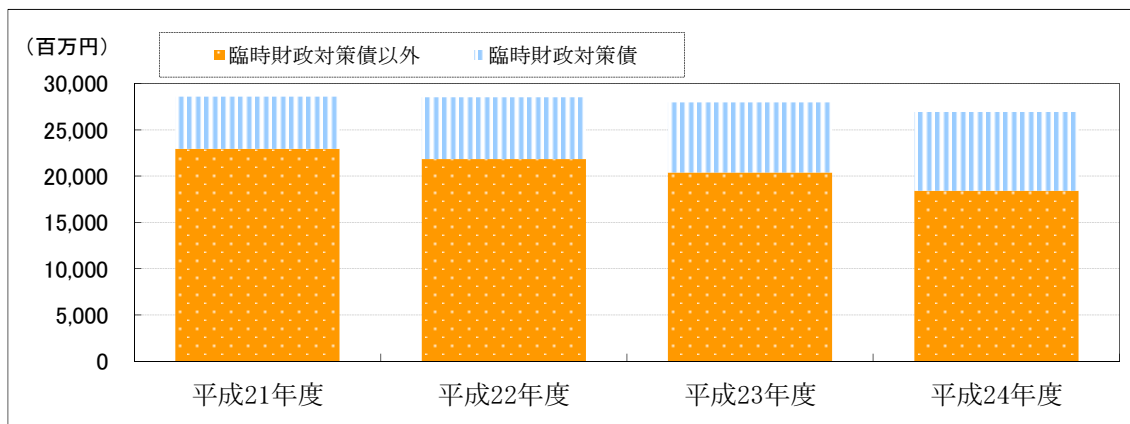
(単位：百万円)

会計 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計	28,566	28,516	27,951	26,931
臨時財政対策債以外	22,930	21,836	20,385	18,420
臨時財政対策債	5,636	6,680	7,566	8,511
総合開発事業特別会計	0	0	0	0
下水道事業特別会計	24,898	24,795	24,637	24,185
農業集落排水事業特別会計	3,388	3,270	3,160	3,070
水道事業会計	3,388	3,241	3,126	3,125
合計	60,240	59,822	58,874	57,311

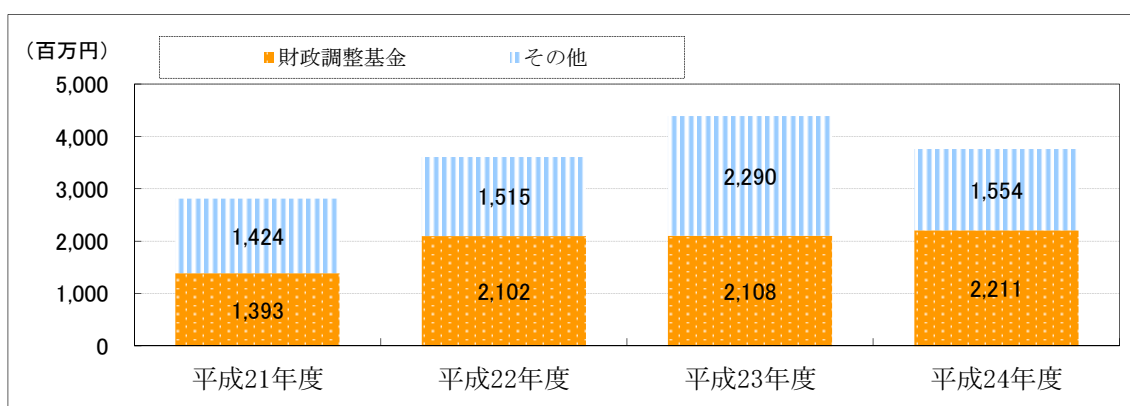
○地方債残高の推移（全会計）



○地方債残高の推移（一般会計）



○基金の残高の推移



○職員数の推移

(各年度4月1日現在)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
職員数	410	406	403	400

※職員数には教育長を含んでいます。

○市税収納率（現年課税分）の推移

(単位：%)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市税収納率 現年課税分	97.8	97.6	97.8	97.9

3 地方税制改正等による市税の行方

平成26年度の地方税制改正では、消費税率8%への引上げ時において、負担軽減策として自動車取得税の税率を引き下げる一方、軽自動車税の税率を引き上げる等の車体課税の見直しを行うこととしていますが、この税収については平成28年度以降となります。

引き続き、法人実効税率の引き下げ、消費税の軽減税率制度の導入、固定資産税の償却資産課税に関する税制措置などが検討事項とされており、これらの国の地方税財政対策等の動きを注視していく必要があります。

市税の動向については、全国的な景気の回復等により法人住民税等の増加が期待されますが、基幹税目である固定資産税の評価替えや地価の下落による減収により全体としては微増にとどまる見通しであり、消費税増税による歳出増、社会保障費の増加により引き続き厳しい財政状況が予想されます。

今後、消費税率10%への引き上げ時期など税制度が不確定な部分もありますが、歳入の根幹を成す市税の確保と税に対する納税者の信頼に応えるため、課税客体等を的確に把握し、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、公平かつ適正な税務執行に努めます。

税制改正の主な内容については、以下のとおりです。

税目	個人市民税
改正内容	・均等割の標準税率増（H26～H35） 均等割 3,000円→3,500円へ増額

税目	法人市民税
改正内容	・法人税割の税率引き下げ（H27.10～） 制限税率 14.7%→12.1%

税目	普通交付税
改正内容	・地方法人税の新設により地方の法人税割の税率引き下げ分を国が徴収し、再分配する 税率 法人税の4.4%（県民税：1.8% 市民税：2.6%） ※交付税の配分率、開始年度未定

税目	固定資産税
改正内容	・平成27年度評価替えおよび地価の下落による減

税目	軽自動車税																																	
改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税率増 (H27. 4. 1以後に新規取得される新車から対象) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">四輪以上</td> <td style="width: 60%;">乗用・自家用</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">7,200円→10,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乗用・営業用</td> <td style="text-align: right;">5,500円→6,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物用・自家用</td> <td style="text-align: right;">4,000円→5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物用・営業用</td> <td style="text-align: right;">3,000円→3,800円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td></td> <td style="text-align: right;">3,100円→3,900円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td style="text-align: right;">1,000円→2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50cc超90cc以下</td> <td style="text-align: right;">1,200円→2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90cc超125cc以下</td> <td style="text-align: right;">1,600円→2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td style="text-align: right;">2,500円→3,700円</td> </tr> <tr> <td>二輪の軽自動車</td> <td>(125cc超250cc以下)</td> <td style="text-align: right;">2,400円→3,600円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>(250cc超)</td> <td style="text-align: right;">4,000円→6,000円</td> </tr> </table>	四輪以上	乗用・自家用	7,200円→10,800円		乗用・営業用	5,500円→6,900円		貨物用・自家用	4,000円→5,000円		貨物用・営業用	3,000円→3,800円	三輪		3,100円→3,900円	原動機付自転車	50cc以下	1,000円→2,000円		50cc超90cc以下	1,200円→2,000円		90cc超125cc以下	1,600円→2,400円		ミニカー	2,500円→3,700円	二輪の軽自動車	(125cc超250cc以下)	2,400円→3,600円	二輪の小型自動車	(250cc超)	4,000円→6,000円
四輪以上	乗用・自家用	7,200円→10,800円																																
	乗用・営業用	5,500円→6,900円																																
	貨物用・自家用	4,000円→5,000円																																
	貨物用・営業用	3,000円→3,800円																																
三輪		3,100円→3,900円																																
原動機付自転車	50cc以下	1,000円→2,000円																																
	50cc超90cc以下	1,200円→2,000円																																
	90cc超125cc以下	1,600円→2,400円																																
	ミニカー	2,500円→3,700円																																
二輪の軽自動車	(125cc超250cc以下)	2,400円→3,600円																																
二輪の小型自動車	(250cc超)	4,000円→6,000円																																

税目	地方消費税交付金
改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税率の引き上げ (H26. 4～) 消費税率 5%→8%へ引き上げ (* 1年468,000千円程度) ・消費税率の引き上げ (H27. 10～) 消費税率 8%→10%へ引き上げ

税目	自動車取得税交付金
改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車取得税率の引き下げによる減 (H26. 4～) 自家用自動車 5%→3% 営業用自動車および軽自動車 3%→2% ・自動車取得税の廃止による減 (H27. 10～)

4 改革の必要性と今後の具体的な取り組み

行財政構造改革プログラムの取り組みによって、持続可能な健全財政への道筋が見えてきましたが、今後も様々な課題が山積しており、これまで以上に強固な行財政基盤の確立に向けて改革に取り組んでいく必要があります。

1 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化のさらなる進展

人口減少による労働力の低下により、経済停滞を招く恐れがあります。

少子高齢化の進展により、高齢者の年金、医療、介護にかかる負担の激増と、子育て支援策による少子化対策経費の増加により、財政負担が増大します。

<具体的な取り組み>

- ① うるしの里かわだ元気再生プロジェクト
- ② 地域福祉計画の推進
- ③ 地域包括ケアシステムの構築
- ④ 子ども・子育て新制度への対応
- ⑤ 特定健康診査・がん検診事業の推進
- ⑥ 国民健康保険事業の財政安定

2 経済情勢の低迷と地方分権に対応する財源確保の困難化

国は大胆な経済対策を行い、緩やかな景気回復傾向となっていますが、個人収入増への転換には時間がかかり、消費税増税による消費の冷え込みも懸念されているため、大幅な税収増は期待できません。また、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、市は自らの判断と責任において、地域の実情に沿った行政を行い、安全で快適なまちづくりを進めています。これらに伴う財源が移譲されることにより、自主財源の地域格差がより増大し、財源確保の困難化が課題となっています。

<具体的な取り組み>

- ⑦ 行政評価システムの効果的な運用
- ⑧ 指定管理者制度等の有効活用
- ⑨ ふるさと納税制度の充実
- ⑩ 公債費の抑制
- ⑪ 市場公募債「元気さばえっ子・ゆめみらい債」の発行
- ⑫ 行政財産の有効活用による収入と未利用財産の積極的な売却
- ⑬ 市税収入の確保（収納率の向上）
- ⑭ 受益と負担の適正化
- ⑮ 新規の大規模施設整備の原則凍結

- ⑩ 下水道・農業集落排水事業の経営健全化

3 施設、設備の維持および管理に要する費用の増大

施設の耐震化対策を順次行ってきていますが、今後も施設等の老朽化はさらに進むことで、施設の維持および管理に要する費用は益々増大することが予想されます。また、市民が安心して住み続けることができる魅力あるまちを確立するために、新たな都市施設の整備が必要です。

<具体的な取り組み>

- ⑪ 都市再生整備計画事業の実施
- ⑫ 農業農村整備事業の推進
- ⑬ 重要路線の上水道耐震管整備
- ⑭ 上水道施設の不要施設の廃止
- ⑮ 下水道・農業集落排水施設の延命化
- ⑯ 東工汚水処理場の全面的移管
- ⑰ 教育関連施設の長寿命化の推進
- ⑱ その他の施設の長寿命化の推進

4 高度情報化社会の進展への対応

オープンデータによる行政情報発信の推進や自治体クラウド導入による経費の削減、住民サービスの向上と災害・事故等発生時の業務継続の確保、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始など新たな行政サービスへの対応が必要です。また、加速する高度情報化社会に対する市民への支援も必要となってきます。

<具体的な取り組み>

- ⑲ データシティ鯖江の推進
- ⑳ 自治体クラウドの推進と社会保障・税番号制度への対応

5 深刻化する環境問題への対応

「環境汚染」や「地球温暖化」など地球規模での対策が求められており、市民、企業、行政が一丸となって太陽光発電などの新エネルギー開発や環境負荷が少ない電気自動車の推進など深刻化する環境問題に対応することが求められています。

<具体的な取り組み>

- ㉑ 省エネ・地球温暖化防止対策の推進
- ㉒ 省エネ機器等の導入促進
- ㉓ ごみの減量化、資源化の促進

6 防災対策に要する費用の増大

東日本大震災をはじめ、集中豪雨、台風、竜巻などの自然災害や、原子力災害に対し迅速に対応し、市民の生命、財産を守ることが行政としての最大の使命です。今後、地域防災力の強化や治水・土砂災害対策、インフラ防災機能の強化を行い、減災のまちづくりの推進が必要です。

<具体的な取り組み>

- ③⑩ 地域防災力の強化
- ③⑪ 下水道雨水対策事業
- ③⑫ 田んぼダム事業

7 市民に信頼される行政運営

地方分権の推進や社会状況の変化に対応していくためには、様々な行政課題に応じた組織の編成が必要であり、課題に迅速に対応し、市民にわかりやすい組織の構築が求められています。透明性と公平性を確保した事務事業の遂行に努めるとともに、「選択と集中」を意識した行財政運営を進め、予算、人員など限られた経営資源を効率的に活用していく必要があります。

<具体的な取り組み>

- ③⑬ 「最大のサービス業である市役所」を活かす効率的組織運営と業務改善
- ③⑭ 「市民から信頼される職員」をつくる人事管理の推進
- ③⑮ 「市民から信頼される職員」をつくる職員研修と市民協働の実践

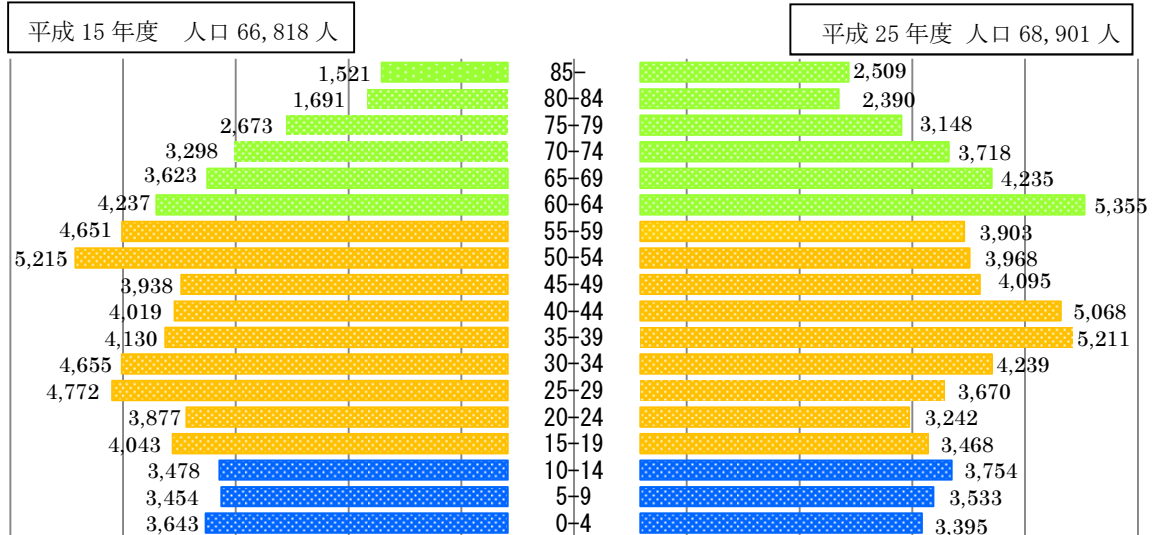
8 市民目線に立った行政運営への転換

「行政がサービスの提供者になり、市民はもっぱらそれを享受する」という図式を打破し、市民主役条例に基づき、市民一人ひとりが「居場所」と「出番」を見い出し、市政やまちづくりに参画できるような仕組みづくりを進めることで、市民が自ら望み選択した事業に限られた資源を集中するという行政運営が求められています。

<具体的な取り組み>

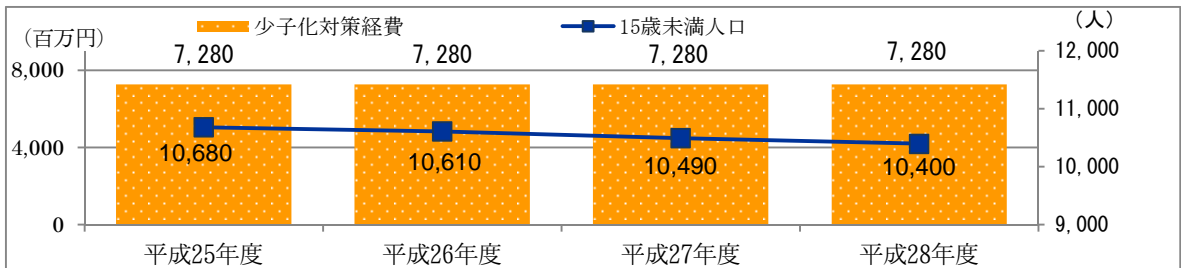
- ③⑯ 市民主役のまちづくり
- ③⑰ 地域の歴史・伝統・文化などの特色を活かした住民主体のまちづくりの推進

○鯖江市10年間ににおける人口構成の推移（平成15年度と平成25年度）



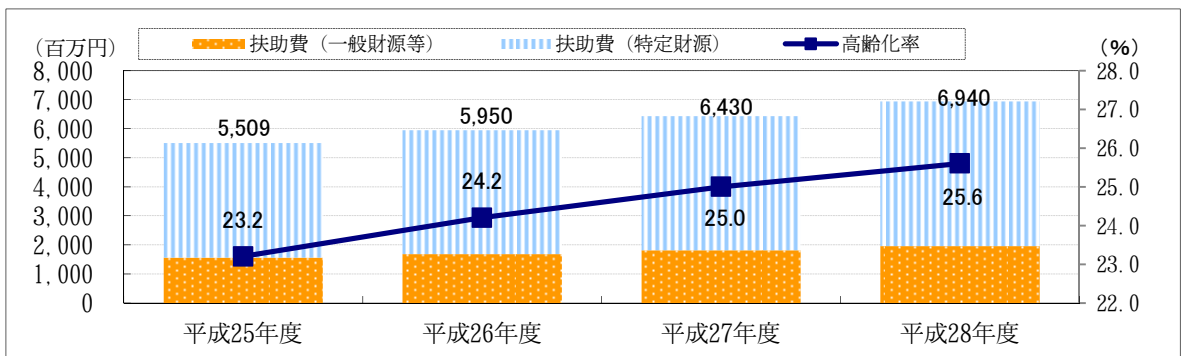
当市の人口は平成15年から平成25年までに2.96%（2,083人）の増加しており、人口層別では14歳未満の年少人口は2.0%（207人）の増、15歳～64歳までの生産年齢人口は7.2%（2,866人）の減、65歳以上の老年人口は25.3%（4,312人）増となっています。

○少子化と少子化対策経費の推移



近年、子どもの数は横ばいで推移していましたが、今後は徐々に減少することが予想されます。また、少子化対策に係る経費は、子育て、教育等に関する環境整備や医療費給付等による経済的負担の軽減等、過去5年間で約10億円増加しており、今後も増加することが考えられます。

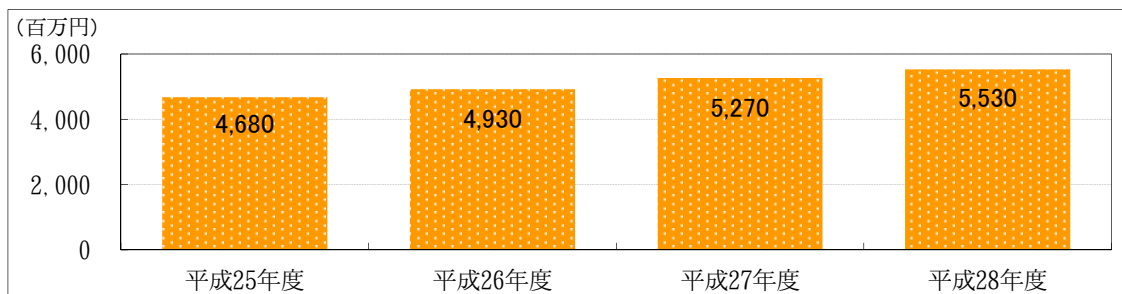
○扶助費と高齢化率の推移



高齢化率の上昇に伴い、医療や福祉に関する義務的な経費が大きく増加していきます。

国においても社会保障給付費が大きく伸びる一方で、社会保険料収入は横ばいで推移しており、その差額を市税収入から負担することも予想されます。

○介護事業費の推移



今後も要介護認定者の増加が予想され、それに伴い事業費も大きく伸びます。また、平成27年度から平成29年度の3ヶ年（第6期計画）における介護報酬の見直しによる増加が予想されます。

○施設の耐震化および維持経費の推移 (千円)

公共施設	平成18年度	平成24年度	増加額	増減率
福祉施設	339,845	416,737	76,892	22.6%
幼稚園、小・中学校	431,241	496,374	65,133	15.1%
体育施設	144,471	158,637	14,166	9.8%
その他教育施設	388,481	433,860	45,379	11.7%
その他の施設	547,611	981,709	434,098	79.3%
合計	1,851,649	2,487,317	635,669	34.3%

○情報化経費（IT関係）の推移 (千円)

経費内訳	平成18年度	平成24年度	増加額	増減率
システム導入等委託料	32,847	20,864	△11,983	△36.5%
IT機器保守委託料	10,915	13,558	2,643	24.2%
システム・機器使用料	75,131	84,207	9,076	12.1%
IT機器購入	15,187	40,528	25,341	66.9%
合計	134,080	159,157	25,077	18.7%

5 財政フレーム(新たな財政構造改革)

① 標準財政規模の安定

標準財政規模は、経常的一般財源の規模を示すもので、平成17年度(約133億円)から平成24年度(約142億円)の8年間で、約9億円拡大しました。これは国の税財源移譲によるものや臨時財政対策債増加の影響によるものと考えられます。

三位一体の改革により、補助金等が削減された一方、児童手当等の負担が増え更には、社会保障や福祉等の経費は増加の一途をたどっています。

今後も地方分権の進展により、財政規模は微増していくものと考えられるので、標準財政規模の基礎となる市税をはじめとする自主財源の安定確保および人口の減少対策に努める必要があります。

② 経常収支比率の適正化

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標です。鯖江市の経常収支比率は、平成17年度が89.7%となっていましたが、平成24年度には89.4%とやや改善されました。

今後、人件費や公債費の削減は見込まれるものの、扶助費や繰出金等は増加する見込みであり、まだまだ財政の硬直化は続いているため、継続的な改善が必要と考えています。

③ 市債残高の適正化

市債残高は、一般会計において、平成17年度末には約302億円であったものが、平成24年度末には約269億円と33億円減少しました。

市債は、後年度の負担を伴うことから、可能な限りの縮減が望ましい訳ですが、一方で市債には、世代間の費用負担を公平にしたり、投資的経費の財源となるといった性格もあることから、将来の財政運営に及ぼす影響を慎重に考慮しながら、適正な事業実施のために、計画的な発行に努める必要があります。

④ 基金残高の適正化

基金残高については、平成17年度末の財政調整基金の残高は、約7億9千万円で、鯖江市行財政構造改革プログラム策定時には、標準財政規模(約140億円)の5%にあたる7億円以上の確保が目標でしたが、行財政改革への取り組みが実を結び、平成24年度末の財政調整基金の残高は約22億1千万円となり、目標額を大きく上回っています。

しかし、人口減少・超少子高齢化社会が到来し、扶助費の伸びは今後も伸び続ける見込みであることに加え、施設の老朽化に伴う改修・改築事業も多くなることから、安定した行財政運営を今後行っていくために、その財源として財政調整基金を始めとした基金の確保に努める必要があります。

⑤ 実質公債費比率、将来負担比率の適正化

平成17年度末の実質公債費比率は、15.7%でしたが、平成24年度末には、11.2%と大きく改善しています。

また、将来負担比率は、制度が創設された平成19年度末は、55.2%でしたが、平成24年度末には、31.6%とこちらも改善しています。

実質公債費比率および将来負担比率はともに、市債の借入額や特別会計への繰出金、一部事務組合の負担金等と連動することから、それらを抑制することが必要です。

⑥ 財政健全化指標の適正化

財政健全化法が成立し、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・資金不足比率が財政健全化の基準となりました。

本市の平成24年度決算では、各会計の赤字額はなく、実質公債費比率や将来負担比率も基準を大きく下回っており、財政早期健全化団体への転落の心配はありません。

しかし、普通会計以外の会計は、普通会計からの繰出金・補助金が充当されており、普通会計からの繰出基準以外の繰出等がないと決算が赤字になる会計もあることから、各会計の財政基盤の安定を図る必要があります。

6 目標指標

○目標指標

項 目	プログラム期間の目標
財政調整基金の年度末残高	標準財政規模の20%（28億円）以上の確保
経常収支比率	90.0%以下
財政力指数	0.65以上
実質公債費比率	12.0%以下
将来負担比率	30.0%以下
実質赤字比率	黒字
連結実質赤字比率	黒字
市債残高（臨時財政対策債を除く） （24年度末－28年度末）	4年間で40億円以上削減
市税収納率（現年課税分）	98.0%以上
職員数（全会計総計）	400人以下

平成24年度標準財政規模14,160,821千円を基準としています。

○基金残高見込

（単位：百万円）

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
財政調整基金	年度当初基金残高	2,211	2,352	2,507	2,662
	積立額	141	155	155	155
	取崩（繰入額）				
	年度末基金残高	2,352	2,507	2,662	2,817

減債基金	年度当初基金残高	558	518	620	722
	積立額	260	102	102	102
	取崩（繰入額）	300			200
	年度末基金残高	518	620	722	624

○市債残高見込

（単位：百万円）

区 分	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
市債残高	26,931	27,028	26,907	26,542	26,267
うち臨時財政対策債	8,511	9,561	10,431	11,187	11,864
上記以外の市債	18,420	17,467	16,476	15,355	14,403

○職員数見込（各年度4月1日現在）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
職員数	400	401	401	400	400

財 政 用 語 解 説

地方交付税

地方公共団体の税源の不均衡を調整することにより、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合の額を国が地方公共団体に対して交付するので、**普通交付税**と**特別交付税**がある。

普通交付税

基準財政需要額が**基準財政収入額**を上回った場合に、その財源不足額が交付される。
(基準財政収入額が基準財政需要額を上回った場合は不交付団体となる。)

普通交付税額 = **基準財政需要額** - **基準財政収入額**

* 実際の交付額は更に**臨時財政対策債**相当額が控除された後、調整率が乗じられる。

特別交付税

基準財政需要額や**基準財政収入額**の算定に反映されない特別な事情を考慮して交付される。

基準財政需要額

普通交付税を算定する場合に、地方公共団体が標準的な水準の行政サービスを行うために必要な経費を算定した額

測定単位 × 補正係数 × 単位費用

測定単位：行政項目の財政需要の大きさを測定するための指標(人口・面積等)

補正係数：地方公共団体の自然的・社会的条件等を調整するための係数

単位費用：標準団体(市町村は人口10万人、面積160km²)あたりの単価を設定し、必要とされる財政需要を計算

基準財政収入額

普通交付税を算定する場合に、地方公共団体の標準的な一般財源収入額を算定した額

法定普通税 + 税交付金(利子割交付金等) + 地方特例交付金 × 75 / 100 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金

* 原則として、前年度の数値を基に一定の基準で計算した収入見込額で算定

* (法定普通税+税交付金+地方特例交付金) × 75 / 100を基準税額という。

財 政 用 語 解 説

標準財政規模

地方公共団体の標準的な一般財源の収入額を表したもので、実質公債費比率などの財政分析数値に用いる。

$$\text{標準財政規模} = \frac{(\text{基準財政収入額} - \text{各種譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100}{\text{各種譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} \div 75}$$

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いる。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策}}$$

この比率が低いほど臨時的な経費(投資的な経費)にまわす財源を確保できることになり、新たな行政需要の発生や経済変動に対処できることになる。一方、この数値が高いほど経常的な経費が財政を圧迫して財政構造の弾力性が低いということになる。

財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになる。(1を超えると普通交付税は不交付となる。)

財政健全化指標

実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

$$\text{実質公債費比率(3か年平均)} =$$

$$\frac{(\text{A元利償還金} + \text{B準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{A・Bに係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{A・Bに係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

$$\text{将来負担比率} =$$

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{A・Bに係る基準財政需要額算入額})}$$